

愛媛県司法書士会・愛媛県土地家屋調査士会合同会館管理運営規則

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この規則は、愛媛県司法書士会（以下「司法書士会」という。）及び愛媛県土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）が共有する次の土地及び建物（以下「合同会館」という。）及びその付属の施設、設備、動産、権利等の管理運営に関する必要な事項を定め、合同会館の適正且つ円滑な維持、管理、運営に資し、以って司法書士会及び調査士会（以下「両会」という。）の友好、協調、発展に寄与することを目的とする。

登記簿上の表示

所 在	松山市南江戸一丁目
地 番	4 5 1 番 2
地 目	宅地
地 積	6 5 9 . 0 0 平方メートル

所 在	松山市南江戸一丁目 4 5 1 番地 2
家屋番号	4 5 1 番 2
種 類	事務所
構 造	鉄骨造鋼板葺 4 階建
床 面 積	1 階 4 2 . 6 0 平方メートル
	2 階 3 2 7 . 0 0 平方メートル
	3 階 3 2 7 . 0 0 平方メートル
	4 階 3 2 7 . 0 0 平方メートル

第 2 章 合同会館の使用及び利用

(使用区分)

第 2 条 合同会館の使用区分は、次のとおりとする。

- (1) 2 階の事務所部分は、すべて司法書士会の専用部分とする。
- (2) 3 階の事務所部分は、すべて調査士会の専用部分とする。
- (3) 合同会館の前 2 号の部分以外の部分は、すべて両会の共用部分とする（以下「共用部分」という。）。

- 2 性質上共用部分に付属する施設、設備、動産、権利等又は両会が共用部分に付属すべきものとした施設、設備、動産、権利等は、すべて両会の共用財産（以下「共用財産」という。）とする。

（合同会館の利用）

第3条 両会は、それぞれの専用部分を専用して使用することができる。

- 2 両会は、共同で又は単独で、その性質の範囲内で共用部分及び共用財産を利用することができる。
- 3 両会は、それぞれ、共用部分のうち4階大会議室（以下「ラベンダーホール」という。）を、両会以外の者に利用（ラベンダーホールの利用に付随して通常利用すべき4階の他の場所の利用及びラベンダーホールの利用に付属する共用財産の利用をとみなうものとする。）させることができる。
- 4 前2項の利用に関しては、別に定める愛媛県司法書士会・愛媛県土地家屋調査士会合同会館管理運営規程（以下「規程」という。）に従わなければならない。

第3章 合同会館管理運営合同委員会

（合同委員会）

第4条 両会は、司法書士会会則第53条並びに調査士会会則第54条の規定する特別委員会として、共同で一の愛媛県司法書士会・愛媛県土地家屋調査士会合同会館管理運営合同委員会（以下「合同委員会」という。）を設置する。

- 2 合同委員会に関する規定は、次2条のほか、規程の定めるところによる。

（業務）

第5条 合同委員会は、第1条の目的を果たすため、次の業務を行う。

- (1) 共用部分及び共用財産の維持、管理、修繕及び保安
 - (2) 前号の業務のために必要な契約の締結
 - (3) 第1号の業務のために必要な物品の購入
 - (4) ラベンダーホール及び共用財産の利用運営
 - (5) 合同会館の専用者及び利用者に対する指導、監督
 - (6) 第7条に規定する合同会計の管理
 - (7) 共用部分及び共用財産の改良（増築を除く。）、それに必要な契約の締結及び物品の購入についての検討並びにその結果の両会の理事会への提案
 - (8) 前各号に付帯関連する一切の業務
- 2 前項第1号乃至第4号及び第6号の業務を行うときは、合同委員会は両会の代理人で

あるとみなす。

(組織)

第6条 合同委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 両会の会長たる委員
- (2) 両会の監事以外の役員たる委員として両会各2名
- 2 合同委員会には、委員長及び1名の副委員長を置く。
- 3 委員長は、合同委員会の業務を主管し、合同委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員の互選により定められた順序で、委員が委員長の職務を代理する。

第4章 合同会館管理運営合同特別会計

(合同特別会計の設置)

- 第7条** 両会は、司法書士会会則第60条の2第1項第1号並びに調査士会会計規程第3条の規定する特別会計として、共同で一の愛媛県司法書士会・愛媛県土地家屋調査士会合同会館管理運営合同特別会計（以下「合同会計」という。）を設置する。
- 2 合同会計は、両会の他の会計に流用することはできない。

(予算及び決算並びに会計処理)

第8条 合同会計の予算及び決算並びに会計処理は、規程の定めるところによる。

(収入)

第9条 合同会計の収入は、次に掲げるものとする。

- (1) ラベンダーホールの利用料
- (2) 共用部分又は共用財産の利用に関し発生するその他すべての収入（受講料、参加料、出展料（名目の如何に関わらず、申込者に帰属すべきそれらに類するものを含む。）を除く。）
- (3) 両会の負担金
- (4) 合同会計に対する寄付金
- (5) その他の雑収入
- 2 両会は、それぞれ毎年度各金330万円を前項第3号の負担金として、両会それぞれの会計から合同会計に繰入れなければならない。
- 3 司法書士会又は調査士会が行なう合同会計への繰入について、前項の規定によらない

ものは、第1項第4号の寄付金であるとみなす。

(支出)

第10条 合同会計は、次の経費に充てるために支出する。

- (1) 第5条第1号乃至第3号の業務に要する費用並びに合同会館の公租公課及び火災保険料等
- (2) 合同委員会の会議等の活動に要する費用（委員の旅費等を含む。）
- (3) その他第5条の業務遂行に必要な費用
- (4) 第5条第7号の提案が両会の理事会の承認を得られた場合におけるその決議事項の実施に要する費用

2 合同会計の支出は、合同委員会が行う。

3 前項第1号に掲げる費用（通常の維持、管理、小修繕のための費用を除く。）の支出（関連する契約の締結も含む。）は、合同委員会の決議を要する。

4 委員長は、合同会計の予算が成立しない期間において、共用部分及び共用財産の通常の維持、管理、小修繕に要する経費に限り支出することができる。

第5章 共用財産

(共用財産の共有)

第11条 合同会計の支出により取得した一切の施設、設備、動産、権利等は、共用財産とする。

2 共用財産は、両会各2分の1の共有であるとみなす。

第6章 雑則

(規則の改廃)

第12条 この規則を改廃するときは、両会の総会の議決を経なければならない。ただし、両会の会則又は規程の変更等による条数、項数、号数の変更等の場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合は、合同委員会の決議による。

(合同会計の廃止処理)

第13条 前条により合同会計を廃止するにあたり剰余金の生じている場合、その剰余金は両会に各2分の1あて帰属する。

(疑義)

第14条 この規則について疑義が生じたときは、両会の友好、協調を旨として、委員長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

(新負担金の適用)

平成15年度の負担金の額は、改正後の負担金の額とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和8年5月30日から施行する。